

2022年2月定例県議会 代表質問

2022年2月24日

日本共産党 吉田英策県議

日本共産党の吉田英策です。県議団を代表して質問をいたします。

新型コロナウイルスオミクロン株の感染拡大が急激に広がっています。新型コロナウイルスの感染で治療されている方々に一日も早く健康を取り戻されることをお祈り申し上げます。また、感染拡大の下で、県民の命と健康を守るために奮闘されている医療従事者の皆さん、公衆衛生に携わるみなさんに感謝を申し上げます。

コロナ禍の下で命を落とされた方もおられます。ご冥福をお祈りいたしますとともに、新型コロナウイルスを根絶させ、安心できる社会を作るために力を尽くしてまいります。

岸田首相の下で初めての新年度政府予算が編成され、一般会計予算は107兆円と過去最高です。防衛費は、今年度補正予算も合わせれば6兆円を超える、大軍拡の予算です。その一方で、新型コロナウイルスから国民の命と健康を守る予算は決定的に不足しています。また、新自由主義の弊害をただすとしましたが、労働法制の規制緩和、社会保障の連続改悪、消費税の大増税など格差と貧困を広げた経済に対する反省はなく、歴代自民政権の継続であることは明らかです。憲法9条の改定、憲法違反の敵基地攻撃能力の保有の表明は、平和と平穏な国民の暮らしを脅かしています。

また、沖縄をはじめとする国内米軍基地では日本の判断でPCR検査を行えないなど、日米地位協定は、新型コロナウイルスの感染拡大を招く大きな要因になりました。

東日本大震災・原発事故から丸11年、帰還困難区域は今なお解除されず、被災者の暮らしや生業の再建からイノベーション・コースト構想など、被災者置き去り、惨事便乗型で呼び込み型の復興となり、避難者の住宅支援を次々打ち切ってきました。避難者の困窮はますます深まっています。県は、被災者、被災地域の暮らし、生業の復興を最優先すべきです。

新型コロナウイルス感染拡大から命、暮らし、生業を守り、被災者支援を最後までつらぬき、真の復興を実現することを求め、以下質問をいたします。

一、新型コロナウイルス感染症対策について

コロナ感染症の急拡大に歯止めがかからず、県民生活のあらゆる面に重大な影響を及ぼしています。オミクロン株のもと、重症化が進むなどいささかも軽視できません。感染症の拡大防止は、ワクチン接種、徹底した検査、感染者の早期発見と隔離と治療、保健所・医療

体制の充実、そして自粛要請と一体の補償が必要です。

日本のワクチン3回目接種は全国で15.3%、本県は16.2%、そして高齢者で4割と遅れています。OECD加盟国で最下位です。国はようやく、ワクチンの5月以降の県への配分計画を明らかにしましたが、政府が2回目接種から、8カ月としたことで、接種が大きく遅れたことは明白です。第6波を予想して追加接種の体制を早期につくるべきでした。県は、高齢者など遅れているワクチン接種が早急に進むよう市町村への支援を強めることが必要です。

①新型コロナウイルスワクチンの追加接種を推進するため、市町村へ供給量を示すとともに、接種会場の確保など接種体制を支援すべきと思うが、県の考えを尋ねます。

ワクチン接種と同時に検査体制の拡充で感染拡大を抑え込む戦略が必要です。検査により無症状の感染者を見つけ出し、隔離し治療を行う、感染症対策の基本に立ち返ることです。

ところが、無料の一般検査は、検査キットの不足で、検査を受けたくても受けられない状態が続いています。県は、県民が不安なく検査が受けられるよう検査キットの確保やPCR検査機関の確保など、民間任せにせず、責任をもって取り組むべきであり、いつでも、だれでも無料で検査できる体制をつくるべきです。

②無料の一般検査については、抗原定性検査キットの早急な確保とPCR検査の検査機関の確保を民間任せにせず、県が責任を持ち体制整備を行うべきと思うが、県の考えを尋ねます。

コロナ禍で保健所業務がひっ迫している背景には、1990年代の地域保健法の改悪などにより保健所数を激減させたことがあります。県内では、18ヶ所から9ヶ所に、職員数も激減しました。みなし陽性判定や濃厚接触者の定義の変更で、保健所体制の脆弱さがあらためて浮き彫りになりました。

③新型感染症対応の最前線で業務を担う保健所の職員体制を強化すべきと思うが、県の考えを尋ねます。

子どもや高齢者の施設でのクラスターが発生しています。子どもは感染しても、症状が軽いといわれていますが、重症化する場合があります。また、症状を正確に伝えられず、高齢者や障がい者などへ感染を拡大させる可能性があります。子どもや高齢者の命と健康を守る取り組みが必要です。

④子どもへの感染拡大防止のため、学校、保育所、放課後児童クラブでの定期的なPCR検査を優先して実施すべきと思うが、県の考えを尋ねます。

⑤高齢者施設に入所中の感染者は入院を基本にすべきと思うが、県の考えを尋ねます。

新型コロナの下で患者減少などにより医療機関の経営がひっ迫しています。医療機関への危機対応融資は2019年度1247億円だったのが、20年度は1兆1260億円に膨らんでいるといわれ、このことから経営のひっ迫は明らかです。診療報酬の見直しにより、感染症対策をした診療所向けに新たな加算を設けるとしますが、感染症部門に専任の責任者を置くことを求めるなど一般の診療所としては感染症対策加算を受けづらくなっています。PCR検査報酬も引き下げたままです。感染患者を受け入れていない医療機関もさらに深刻です。

⑥新型コロナウイルス患者を受け入れていない医療機関への減収補填を国に求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

⑦新型コロナウイルスから県民の命と健康を守るため、病床削減を目指す地域医療構想を見直すべきと思うが、県の考えを尋ねます。

苦境にある中小企業への支援を強めなければなりません。「我慢は限界」「切り詰めるところがない」など悲痛な声が寄せられています。岸田首相は、持続化給付金並みの支援を行っていくとしましたが、事業復活支援金は、持続化給付金の半額、家賃支援給付金の6ヶ月分と合わせると、金額で8分の1です。持続化給付金並みの見直しが必要です。

⑧事業復活支援金について、給付額の増額や迅速な給付を国に求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

二、県当初予算について

来年度は、東日本大震災と原発事故から丸11年、新たな総合計画の初年度になります。本県の復興は道半ばであり、台風19号の災害、福島県沖地震での災害にさらされました。さらに新型コロナウイルスの感染症とのたたかいは3年目にはいり県民生活のあらゆる面に影響を及ぼしています。

県は、一般会計予算1兆2,677億円、前年度比で92億円増、復興・創生分は2,429億円になる新年度予算を組みました。知事は、当初予算案を「新総合計画スタート予算」と位置付け、新型コロナウイルス感染症対策、社会・経済活動の再生を目指すとしています。今春には大熊町、双葉、葛尾村で、帰還困難区域の特定復興再生拠点での避難指示が解除されますが、原発避難者の実態や避難地域の抱える課題は、複雑化、多様化しており、新型コロナとのたたかい、原発災害からの復興に県民の命とくらしを最優先にする予算編成が求められます。

県は、「全国に誇れる健康長寿の県」を目指して県民の健康増進に取り組みますが、依然、急性心筋梗塞や脳梗塞などの死亡率が高い状況にあります。医師不足も顕在化しており、コロナの下で明らかになった保健所体制の脆弱さ、医師不足など、県民の命を守る医療、公衆衛生の充実は依然大きな課題です。

①県民の命と暮らしを守る医療や公衆衛生の強化のため、知事はどのような考えで新年度

当初予算を編成したのか尋ねます。

三、汚染水問題、原発事故対応について

昨年12月20日、東京電力は、県民の強い反対を無視して、福島県と大熊、双葉両町に、汚染水海洋放出の設備の設置に向けた「事前了解願い」を提出しました。これに対し県漁連の野崎会長は、「我々が反対しているのに淡々と進むのは非常に不満だ。我々は反対を発信することしかできないが、それを一生懸命やる」とあくまで反対を貫く意思を示しました。政府が昨年4月に海洋放出を閣議決定した後も県内28の市町村議会から撤回・反対・慎重の意見書が上がりました。先月には、日本弁護士連合会が、安全性のみならず、社会的側面も踏まえ、海洋放出ではなく他の方法を検討すべきと海洋放出に反対の立場を表明しました。

汚染水を希釈し、海底トンネルを通して1km先の海洋に放出することを30年～40年という長期にわたり行うことは、施設の安全性、トリチウムその他の放射性物質の環境への影響など大きな問題を抱えることになります。

先月、相馬市の沖合でとれたクロソイから、国の基準を超える放射性物質が検出されました。去年の2月と4月にも基準を超える放射性物質が検出されています。漁業者は原発事故後、本格操業に向けた努力を行ってきました。漁業に対する影響は甚大です。汚染水の海洋放出は、科学的影響、社会的影響の両面から考慮する必要があり、海洋放出は行うべきではありません。

経産省資源エネルギー庁と復興庁が児童生徒向けに学校に直接配布した、「復興のあと押しはまず知ることから～福島第一原子力発電所の今～」というトリチウムは安全だとするチラシなどは、反対が強くあるもとで公平性を著しく欠き、教育の自主性も否定するものです。

①県は、「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」とした漁業者との約束を反故にする国及び東京電力に対し、汚染水の海洋放出は認められないとの立場を示すべきと思うが、知事の考えを尋ねます。

②海底トンネルなど、汚染水の海洋放出のための希釈放出設備等の新設に係る事前了解願いについて、了解すべきではないと思うが、県の考えを尋ねます。

汚染水対策では、地下水の抜本的な抑制対策こそが必要です。345億円もの巨費を投じた凍土壁は、4トンもの冷媒液が漏れだし、周辺温度の上昇などトラブルが続き、効果は不十分です。そもそも凍土壁は2021年度までの暫定運用のはずのものです。

県の廃炉安全監視協議会専門委員を務める福島大学の柴崎直明教授らは、周辺の地質を調査した結果、第一原発敷地の地下水の流れが、国や東電の想定よりも複雑な構造になっていると指摘し、「地下水バイパス」や、「凍土壁」の効果は「限定的」と述べ、原発敷地の地

中に総延長約 4 キロの広域遮水壁を造り、地下水を集める井戸を複数設置する代替案を提案しています。柴崎教授らは、「地質や地下水の実態を調査したうえで、100 年後を視野に入れた地下水流入対策を早期に実施すべきだ」と言います。これ以上汚染水を増やさない抜本的な対策が必要です。

③抜本的な地下水抑制対策として、広域遮水壁や集水井戸の建設などを国及び東京電力に求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

廃炉作業での東電のトラブルや不祥事は、緊張感を欠いた「安全神話」そのものです。原発事故の原因究明も進まず、廃炉収束の見通しも立っていません。作業のトラブルや不祥事は県民に不安を与えています。東電の姿勢は、甚大な被害を引き起こした、当事者としての自覚がないと言わざるを得ません。廃炉作業は、国民監視の下、安全な作業をおこなうべきであり、県には、東電が安全で確実な廃炉作業を行うよう監視とチェックを強めることが求められます。

④廃炉の安全で確実な作業の実施のため、廃炉安全監視協議会を常に東京電力に改善を申し入れ、是正させることのできる組織へと強化すべきと思うが、県の考えを尋ねます。

⑤県独自の原発事故の検証委員会を立ち上げ、事故の原因、被害の実態などを検証すべきと思うが、県の考えを尋ねます。

政府は、原発の再稼働を進め、小型原発の開発や海外への技術協力を行おうとしています。使用済核燃料の処分や原発事故の被害などは、小型であっても、その危険は変わりません。原発を再稼働しようとするれば、その矛盾と被害は将来にわたり広がります。

⑥小型原子炉の開発や海外への技術協力の中止を求め、国に対して原発ゼロの決断を求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

四、被災者支援について

震災原発事故から 11 年、被災者支援が次々と廃止、縮小されています。住宅の無償提供は次々廃止し、2020 年 3 月には大熊・双葉を除き帰還困難区域を含めて住宅の無償提供をすべて廃止しました。避難者には、経済的負担が重くのしかかっています。国も県もこうした避難者の生活実態を把握しようとしません。

さらに、避難地域を対象に医療や介護の保険料などを免除している特例措置について、政府が早ければ 2023 年度に縮小を検討するとしています。避難の長期化により高齢者が増え、健康の悪化や介護の必要な方が増えてきます。医療や介護への支援はますます重要であり、命綱です。知事は、昨年 12 月議会で、宮川えみ子議員の制度の継続を国に求めよとの質問に、継続を求めるとは言いませんでした。被災県の知事として国に強く継続を求めるべきです。

①避難指示区域等における国保税、介護保険料、医療費の一部負担金等の減免措置を縮小せず継続するよう国に求めるべきと思うが、知事の考えを尋ねます。

福島県浪江町津島地区復興・再生協議会が先月 17 日、福島地方環境事務所と福島復興局を訪れ、故郷を守るために除染と復興・再生計画などを要請しています。特定復興再生拠点の除染は、除染後も高線量箇所が見つかり再除染の要望とともに、1 ミリシーベルトの除染を求めています。

また、地区の 98%を占める拠点外の区域について、政府は 2029 年までに希望者に限定して除染し避難指示を解除する方針を示しましたが、協議会は拠点区域外も含む帰還困難区域の復興・再生の具体的かつ責任ある対応を求め、全域の除染・住宅の解体を求めています。

②特定復興再生拠点区域の除染は、「年間追加被ばく線量 1 ミリシーベルト以下」を基本に行うよう国に求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

知事は、所信表明で特定復興再生拠点区域外の対応について、政府予算に盛り込まれたと述べましたが、帰還を希望する住民が安心して生活するためにも、区域外の除染など、県は住民に寄り添い国に求めるべきです。

③帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外は全戸除染とするよう国に求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

五、復興の在り方について

復興の目玉として進めているのが、「福島イノベーション・コースト構想」です。廃炉、ロボット、水素、I G C C 石炭火力発電、I C T 活用の農林水産業、医療関連、航空宇宙などの施設の整備及び周辺道路整備に、新年度予算を含めれば 4,000 億円になります。そしていま、国と県は、復興の中心を福島国際研究教育機構におき、イノベの司令塔として推進しています。

避難地域の居住率が 34%にとどまる背景には、住み続けられるかとの避難住民の不安があります。除染、医療・介護など健康への不安、生業、コミュニティーなど生活になくてはならないインフラ整備への不安など、そして何よりも放射能への不安です。

人や企業を呼び込んでの復興ではなく、原発事故前にあった生活や生業、コミュニティーを取り戻すことこそが必要です。

大型施設は、膨大な建設費と運営費で、県民の負担になりかねません。地元中小企業の育成に力を尽くすこと。新たな司令塔を作るのではなく、既存の教育、研究施設の活用と支援こそ必要です。

①福島国際研究教育機構の施設について、既存施設の活用により新たな施設整備は中止も含めて見直すべきと思うが、県の考えを尋ねます。

復興を名目にさまざまな施設がつくられてきました。本年度の復興関連施設の運営費は、環境創造センター10億円、福島ロボットテストフィールド4.4億円、TRセンター30億円、東日本大震災・原子力災害伝承館4.4億円です。環境創造センターは、新年度の運営費の増額が見込まれています。こうした施設の運営費が県民負担とならないよう、国に求めるべきです。

②環境創造センターに係る新年度の運営費及び今年度からの増額理由を尋ねます。

③福島ロボットテストフィールド、ふくしま医療機器開発支援センター及び医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターに係る新年度の運営費を尋ねます。

④東日本大震災・原子力災害伝承館に係る新年度の運営費を尋ねます。

⑤福島イノベーション・コースト構想関連施設の運営費について、県民の負担とならないよう国に求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

六、憲法9条をいかした平和外交について

ロシアが隣国ウクライナとの国境沿いに10万以上と見られる大軍を展開し、さらに隣国ベラルーシで合同軍事演習を開始するなど、国際的な緊張が高まっている問題で、日本共産党は、ロシアは軍事威嚇をやめ、国際社会は外交的解決に力をつくせとの談話とロシアはウクライナ東部地区の独立承認と派兵指令を撤回せよとの声明を表しました。政府は外交的解決に力を尽くすべきです。

岸田首相は、歴代政権で初めて施政方針演説で「敵基地攻撃能力保有」の検討を表明し、安倍元首相がいう、「敵基地攻撃能力とは、相手をせん滅するような打撃力」との主張を否定しませんでした。これは、日本が全面戦争を行う能力を保有するということであり、憲法違反は明らかです。わが党は、東アジア地域の紛争解決の手段として、国連憲章と国際法に基づき、憲法9条を生かした外交で解決することを提案しています。日米が加盟する東アジアサミットの平和の枠組みを活用すべきです。県民の命にも関わる問題であり、地方から平和を求める声を上げることは当然です。

①国際間の紛争解決のため、憲法9条をいかした平和外交を国に求めるべきと思うが、知事の考えを尋ねます。

七、労働法制の改正について

歴代政権は、新自由主義経済の下で、大企業、大金持ち富裕層を優遇し、国民に痛みを押し付け「貧困と格差」を拡大してきました。その結果日本は、「賃金が上がらない国」「成長できない国」「競争力の弱い国」になっています。1人当たりの実質賃金は、1997年から2020

年までに 64 万円も減りました。労働法制の規制緩和で不安定な非正規雇用が 4 割を占め、ワーキングプアを激増させました。年金、医療、介護など社会保障の負担増・給付削減をひどくしました。さらに消費税の相次ぐ増税で、労働者の実質賃金が低下し、家計消費を冷え込ませ景気を悪化させるという悪循環を生みだしています。新自由主義の弊害をただし、国民の暮らしを守るためにも働く者の賃金を引き上げることが必要です。

貧困と格差を広げ、新自由主義の最たるものが労働者派遣法の原則自由化です。1999 年に派遣労働が原則自由化され、低賃金と雇用の調整弁として扱われ、貧困と格差を広げました。

①派遣労働者や非正規労働者をなくすため、労働者派遣法の改正を国に求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます

②中小企業の社会保険料の事業主負担を支援し、最低賃金を全国一律時給 1,500 円に引き上げるよう国に求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

八、高齢者の医療費負担の 2 倍化について

昨年、閣議決定した 75 歳以上高齢者の窓口負担の 2 倍化を 10 月から実施しようとしています。2 割負担により慢性的に病気を抱える高齢者の受診抑制を引き起こす危険が国会論戦でも明らかになりました。命に直結する問題です。2 割負担は、更なる受診抑制とともに暮らしを直撃します。

政府は、実施後 3 年間、負担の急上昇を抑える「配慮措置」をとることにしたのは、政府自らが高負担であることを認めているためで、高齢者に容赦なく痛みを強いる 2 割負担はすべきではありません。

①75 歳以上の医療費について、窓口負担の 2 倍化を中止するよう国に求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

九、消費税減税と適格請求書等保存方式について

コロナ禍で、暮らしと営業を立て直すため、緊急の支援策としても消費税の 5% への減税が必要です。岸田首相は、「消費税をさわることは考えるべきではない」と消費税減税の要求を固く拒み、国民の切実な声に応えようとしません。消費税は、社会保障のためとして導入されましたが、年金、医療の削減など、そして消費税を財源にして、急性期の入院ベッドの削減などを進め、国民には負担増が押し付けられています。

消費税導入から 33 年間に消費税による税収は 448 兆円。ほぼ同じ時期に法人 3 税は 323 兆円も減税され、消費税はその穴埋めに使われてきました。社会保障のためでないことは明らかです。

いま、食料品や生活必需品の値上げが相次ぎ家計を直撃しています。世界では、コロナ対策のため日本の消費税にあたる付加価値税の減税を実施する国が 75 カ国にのぼっています。

す。消費税減税は、コロナ禍で、暮らしを支え、事業者にとって大きな支援になります。消費税の減税を実現すべきです。

①消費税率5パーセントへの減税を国に求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

また、売り上げが1000万円以下の免税業者に税負担を迫る適格請求書等保存方式いわゆるインボイス制度は中止すべきです。制度導入により、850万事業者が影響を受け、「廃業するしかない」との声が上がっています。

②適格請求書等保存方式いわゆるインボイス制度の導入中止を国に求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

十、気候危機について

気候変動による被害は、この間経験したことのない豪雨、台風、猛暑、干ばつなど国内外を問わず極めて深刻です。2018年の西日本豪雨では、1兆1580億円の被害といわれています。2019年の台風19号では、本県も各地で甚大な被害を受けました。2020年には九州球磨川水系での大洪水が起き、毎年のように豪雨災害が発生しています。

国連IPCCは、2030年までに大気中への温室効果ガスの排出を2010年比で45%削減し、2050年までに実質ゼロに達成できないと、気候危機を招くと警鐘を鳴らしています。気温上昇は、2度上昇すれば、洪水のリスクにさらされる人口は、2.7倍増加し、3~4度上昇すると気候変動による影響が連鎖して悪化を止められない破局的な事態に陥ると指摘しています。昨年8月には、「人間の影響が温暖化させてきたことにはもはや疑う余地はない」と気温上昇の原因が、人間の経済活動であることを指摘しました。

同時にこれから10年で温室効果ガスを大幅に削減できれば、気候危機を回避することができることを明らかにしました。今後10年の温室効果ガスの削減に、人類の未来がかかっているのです。これはすべての人類が取り組む将来への責任です。

ところが日本は、温室効果ガスの最大の排出元である石炭火力発電所からの排出削減を掲げていません。そればかりか二酸化炭素削減に効果がなく技術が確立していない水素やアンモニア混焼で石炭火力発電所の温存をはかっています。県内には14基もの石炭火力発電所が稼働していますが、本県こそ石炭火力発電所の削減を行うべきです。

①2030年までに県内の石炭火力発電所を廃止するという明確な目標を持つべきと思うが、県の考えを尋ねます。

②石炭火力発電所の延命につながるアンモニア混焼の導入はやめるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

十一、小名浜港について

県は、小名浜港を石炭の国際バルク港としての整備を進めています。しかし、世界的な脱石炭の下で石炭の国際バルク港からの転換が迫られます。小名浜港は、雇用や県内経済を支える重要な港になっており、脱石炭の下で小名浜港の在り方、労働者の雇用、物流の在り方など将来の計画を持つことが必要です。

脱炭素化、省エネルギーと再生可能エネルギーへの転換は、雇用と経済を押し上げるものになります。小名浜港の活用は、脱石炭を見据え、雇用を維持し、福島産業発展に寄与するものにしなければなりません。

①県は、石炭の取扱量の減少が予想される中、将来における小名浜港の活用に向け、どのように取り組んでいくのか尋ねます。

脱石炭に向けた長期の計画と共に、既存の港整備は労働者の安全のために喫緊の課題として進めることが必要です。

②県は、小名浜港藤原ふ頭の照明施設の整備をどのように進めていくのか尋ねます。

十二、再生可能エネルギーについて

メガソーラーや巨大風車建設に伴う地域住民の反対が各地で起きています。再生可能エネルギーや自然エネルギーは、新しい雇用を生み出し生活を豊かにするとともに地域の資源として経済を活性化しなければならないはずが、多くのメガ発電は、巨大資本のもとで地域の環境を破壊し地域生活を脅かすものとなっています。

大玉村では、県内で初めて太陽光発電と村の自然環境や景観、住民の生活環境と調和を図るためメガソーラー設置を事実上規制する条例をつくりました。全国の自治体でも住民生活と環境の調和のための条例づくりが増えています。県は、県内エネルギー需要の100%を再エネで賄うとして推進するのであれば、県民主体で自然環境と調和し地域に利益が還元する地域循環型の再エネを推進すべきでありゾーニングを行うなどくらしと環境を守る規制が必要です。

①再生可能エネルギーの導入に当たっては、環境保全、土砂災害防止、住民合意の義務化なども盛り込んだ地域循環型とする条例を制定すべきと思うが、県の考えを尋ねます。

相馬市の玉野太陽光発電事業、福島市の高湯温泉太陽光発電事業、いわき市の三大明神風力発電事業などは、住民との合意もなく、環境の悪化や土砂災害などの不安を抱えたまま進んでいます。

今後、阿武隈山系を中心に建設中も含め巨大風車が300基以上も建設されることとなります。その中には、景観や土砂災害、低周波の人体への影響、保安林の伐採で土砂災害への危険などで地域住民の中止や変更を求めるものがあります。メガ発電の多くは、利益が地域に還元されず巨大資本のもとに集中してしまいます。

②阿武隈地域などに計画している大型風力発電事業は、環境への影響等が大きいことから見直すべきと思うが、県の考えを尋ねます。

県は住宅用太陽光発電設備補助に 1kW 当たり 4 万円、最大 16 万円、蓄電池に 1kW 当たり 4 万円、最大で 20 万円補助しますが、個人の負担は、パネルだけで 100 万円以上、蓄電池を含めれば 200 万円以上になります。県は、目標を持ち、住宅用太陽光発電設備の支援を行うことで再生可能エネルギー推進を図るべきです。

③住宅用太陽光発電設備及び蓄電設備について、補助金の上限額を引き上げるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

十三、大規模災害時の避難指示の在り方と避難所について

先月 15 日に日本から 8,000 キロも離れたトンガ諸島の火山噴火により、日本各地に津波警報、注意報が発令されました。改めて自然の驚異を感じさせられました。今回の津波注意報で、いわき市では、海岸近くから離れることを呼びかけましたが、住民は、避難指示と思ひ、避難所に行ったものの開設していない、トイレも使えない、と苦情が出されました。このことは、ハザードマップや情報発信の在り方、避難訓練などの大切さを示しています。

①洪水や津波、土砂災害に対する市町村のハザードマップの作成状況について尋ねます。

②県は、市町村が行う洪水や津波、土砂災害に対するハザードマップの作成をどのように支援しているのか尋ねます。

③災害時に県民の避難が円滑に進むよう避難指示等の在り方について、市町村とも協議し進めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

④災害時に避難所となる県有施設にエアコンや洋式トイレなどを設置すべきと思うが、県の考えを尋ねます。

⑤市町村が設置する避難所について、エアコンの設置や洋式トイレへの改修、ベッドの整備など、設備の充実を支援すべきと思うが、県の考えを尋ねます。

十四、農林水産業の振興について

県内の農林水産業は、震災、原発事故、その後の地震や台風被害、新型コロナウイルスの感染拡大で苦境に立たされています。地元の経済を支えてきたこうした農林水産業が原発事故前の姿に戻ってこそ、真の復興と言えます。

農業は、日本の食料自給率が 37%にまで落ち込み、政府の大規模集約化の下で小規模、家族農業は後継者不足など苦境にあり、農地の荒廃が進んでいます。農業、農村には、食料

の生産以外に、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等など多面的機能があります。小規模農家や家族経営など農家支援は、食料自給率を引き上げ、災害に強い地域を作ることにもなります。

また、農業所得に対して公的助成が占める割合は外国では、2013年時点でスイスは「100%」、フランスは「95%」、イギリスは「91%」であり、農業所得の9割以上を公的助成で占め、食料自給率と農業の多面的機能を守っているのです。日本は2016年時点で30%と極めて低くなっています。

本県の食料自給率は、カロリーベースで2010年の90%から2020年で78%にまで落ちています。福島県はそもそも食料の移出県だったのです。

①本県の食料自給率について、目標を掲げて向上を目指すべきと思うが、県の考えを尋ねます。

農水省は2022年度からの「水田活用の直接支払交付金」の見直しを発表しました。畔(あぜ)や水路がなく水張りができない水田や、本年から5年間、米を作らない水田を交付の対象から外すとしています。転作を奨励しておきながら、梯子をはずとは許せないと農家では混乱や怒りが広がっています。農家経営を守るためにも現行の水田活用の直接支払交付金の継続は必要です。

②水田活用の直接支払交付金を減額しないよう国に求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

昨年の米価下落は農家の耕作意欲を減退させ、生活そのものも苦境に追い込みました。「米を作って飯が食えない」農家の悲痛な声です。県は米価下落対策として低利の融資や種もみ購入費の支援を行うこととしましたが、これでは不十分との声が上がっています。県内市町村では、減収による直接支援が広がっています。県も収入減を補填する直接支援を行うべきです。

③米価下落により収入が減少した稲作農家に直接支援を行うべきと思うが、県の考えを尋ねます。

また、コメが余るもとでも政府は、ミニマム・アクセス米として77万トンもの米を外国から輸入しています。農家に減反や転作を押し付けながら続けていますが、中止すべきです。

④農家経営を守るため、ミニマム・アクセス米の廃止を国に求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

本県の水産業は、原発事故後、漁獲や出荷制限を余儀なくされてきました。津波により漁港、漁業施設が破壊されました。出荷制限は最大44品目にまで広がり、海面では試験操業を続ける中で後継者、漁業技術の維持を図ってきました。2016年6月には、ヒラメ、マア

ナゴなどの出荷制限が解除され、昨年4月から、本格操業に向けた取り組みが始まりました。常盤ものとして知られるヒラメは、事故直後、漁獲はゼロですが、現在は、事故前の水準にまで回復しました。しかし、沿岸漁業全体の水揚げ量は、震災前の2割にとどまっています。漁業者からは、「確かな変化を感じる。しかし、汚染水の海洋放出が行われれば10年間の苦労は水の泡になる」との声が出されています。

⑤漁業者や仲買人への後継者育成、販路拡大など、水産業をどのように支援していくのか、県の考えを尋ねます。

県内林業も放射性物質が降り注いだ山林の除染はほとんど手つかずで、木材価格の下落、森林従事者の人手不足は深刻です。森林除染は宅地から20メートルの生活圏森林除染のみです。

整備が怠れば荒廃が進み、土砂災害のリスクが増大します。整備面積は事故前の1万2千haから直近でも6,004haと約半分になり、森林の荒廃は、地球温暖化にも影響します。樹齢の高い森林は、二酸化炭素の吸収が低くなるため植栽や育林を進める必要があります。

⑥県は、森林整備の現状を踏まえ、どのように森林の再生を図っていくのか尋ねます。

十五、小野町の一般廃棄物最終処分場増設について

小野町一般廃棄物処分場増設について、2019年8月事業所から申請が県に出されています。県は、関係自治体からの意見を求め最終的な判断をすとしてしています。廃棄物は自区内処理が原則であるにも関わらず、小野町一般廃棄物処分場の事業者である(株)ウィズウェイストジャパンは、関東一円の一般廃棄物の処理を同処分場で行っています。

この処分場は、夏井川上流域に位置し、下流域のいわき市では市民の飲料水や農業用水として使っています。県の求めに対していわき市は、24項目46件に対して意見を述べています。意見の主なものは、新設の土堰堤(どえんてい)は、近年の集中豪雨などを踏まえると、廃棄物や浸出液を防止することはできないこと。既設の遮水シートは経年劣化しており、増設による過重に耐えられないことなどを指摘、いわき市民の水道水源、農業用水として利用されているものであり、当該処分場への廃棄物の再搬入は容認できないとしています。県は事業者申請を認めるべきではありません。

①飲料水や農業用水の汚染につながりかねない小野町の一般廃棄物最終処分場増設の変更許可申請は、許可すべきではないと思うが、県の考えを尋ねます。

十六、教育について

今議会に田島高校と南会津高校の統廃合についての議案が提出されていますが、いまだに南会津高校の学校関係者や地域住民から合意を得られていません。

県教育委員会は、「地域の一定の理解を得た」として統廃合を進めますが、南会津町議会は臨時議会を開き統廃合見直しの要請書を提出、PTAや同窓会など300もの団体、個人

が見直しの請願を提出しています。南郷トマト栽培の移住家族は、高校があるから移住ができたと話しています。統廃合により、通学距離が最長で50キロを超え、冬場は積雪が2mに達するなど通学に困難をきたします。南郷地域には、子どもたちが自宅から通える高校がなくなってしまうので、だから、地域協働推進校として存続を求めているのです。

県教育委員会は、地域協働推進校として残す条件として、「通学できる高校がなくなること」「地元の子どもの多くが入っていること」と説明しています。南会津高校は、この条件に合致しています。住民からは、却下の理由がわからないと、あらためて、「地域協働推進校」として存続を求めています。

①南会津高等学校を地域協働推進校として存続させるべきと思うが、県教育委員会の考えを尋ねます。

高等学校の存続は、地域の活性化や地域の高等教育にとって欠かせないものです。高校統廃合は、地域住民、PTAや同窓会の合意を何よりも大事にしなければなりません。学校運営に協力している団体、個人の合意を軽視することは許されません。

今回の南会津高校と田島高校の統廃合後の校名を検討する場に、南会津高校の同窓会は、参加しないまま行われたといえます。

日程ありきで、住民の合意求めようとしない県と県教育委員会の姿勢は言語道断です。教育に携わる資格が問われます。合意のない統廃合は中止すべきです。

②田島高等学校と南会津高等学校の統廃合は中止すべきと思うが、県教育委員会の考えを尋ねます。

前期計画では、県教委の関係者の声を聞かず強引に進めるやり方に批判が出されています。日程ありきで、県教委の主張だけを押し通し進めるのではなく、関係者との合意を尽くすべきです。強引に進めるこうしたやり方の反省なしに後期計画を進めるべきではありません。

③県立高等学校改革後期実施計画は凍結すべきと思うが、県教育委員会の考えを尋ねます。

昨年の12月県議会に先立ち、「2021年度ゆきとどいた教育を求める全国署名」の福島県提出集会があり、全県からの14,569筆を議長に提出しました。この運動は33年目をむかえ、全国では4億6,990万筆の署名を集めています。この署名は国の教育予算増額、教職員の増員、少人数学級の推進などを求めています。こうした運動やコロナ禍をふまえた世論に押され国は今年度から少人数学級に一步踏み出しました。

本県では、全国に先駆け小1年、2年、中1年クラスで30人学級など少人数学級が実現されています。さらなる拡充が必要です。

④30人学級を公立小中高等学校の全学年に拡大すべきと思うが、県教育委員会の考えを尋ねます。

保護者の教育費負担の軽減や教員増による多忙化の解消、教育設備の充実など教育予算の増額はゆとりの教育、子どもの成長にとって必要です。県の教育予算は当初予算で見て年々減少傾向です。保護者負担の軽減、ゆきとどいた教育を実現するためにも教育予算の増額を国に求めるとともに、県も増やすべきです。

⑤公立学校の教育予算の増額を国に求めるとともに、県も予算を拡充すべきと思うが、県教育委員会の考えを尋ねます。

十七、IT活用と個人情報保護について

政府は官民のデジタル化を重要政策に掲げ、データの利活用を進めています。その一方で個人情報を守り抜くのが課題になっています。ネットの閲覧履歴が広告会社に提供される「ターゲティング広告」や「LINE」の個人情報が中国の関連会社から閲覧可能になっていた問題など、個人情報保護の厳格化、個人の情報を企業に提供しないルールが必要です。

ところが、経済団体からは、「過剰規制」「ビジネスに新たな負担」「個人情報保護の規制を新たに設けるべきではない」とし、個人情報を国に一元化し、個人データの活用の拡大を狙っています。

①行政のデジタル化の進展を踏まえ、行政が保有する個人データの企業への提供の規制について国に求めるなど、県としても個人情報保護の強化に取り組むべきと思うが、県の考えを尋ねます。

十八、ジェンダー平等について

コロナ危機は、女性にさまざまな犠牲を強いています。低賃金の非正規雇用で働く多くの女性が仕事を失い、「ステイホーム」のもとDV被害が急増し、女性の自殺の増加率は男性の5倍にも達しました。子どもたちへの虐待・性被害相談も急増しました。ここには、圧倒的に世界から遅れた日本の政治の責任があります。

日本は、各国の男女平等の達成度を示す「ジェンダーギャップ指数 2021」で、156カ国中120位と、先進国として異常に低い状態が続いています。

女性差別撤廃条約が1979年に採択されてから42年。日本政府は1985年にこれを批准しながら、具体化・実施にまともに取り組んできませんでした。いま大きな問題になっている男女賃金格差も選択的夫婦別姓を認めないことも、繰り返し国連の女性差別撤廃委員会からは是正勧告を受けてきたにもかかわらず、まともにとりあわず、無視し続けています。

コロナ危機を経て、ジェンダー平等を求める国民の声は劇的に高まり、これまでタブー視されていた生理の貧困の問題にも光が当たりました。「女性を標的にした殺人、フェミサイドのない日本を」「フェミサイドは痴漢など日常の暴力の延長にある」と大学生たちが署名に立ち上がりました。日本共産党は、ジェンダー平等の社会とは、誰もが性別にかかわらず

個人の尊厳が大切にされ、自分らしく生きられる、すべての人にとって希望に満ちた社会であり、その実現を目指しています。

①ジェンダー平等に対する県の認識を尋ねます。

②男女間の賃金格差を是正するため、県内企業の非正規を含めた男女の賃金格差に関する調査をすべきと思うが、県の考えを尋ねます。

女性が多く働く介護・保育・医療などケア労働に対する賃金引き上げは、コロナ危機の特例で介護・保育で9,000円、看護4,000円引き上げられますが、不十分です。賃金引き上げのため支援すべきです。

③介護職員及び看護職員の賃金引上げのために支援をすべきと思うが、県の考えを尋ねます。

④保育士の賃金引上げのために支援をすべきと思うが、県の考えを尋ねます。

⑤知事部局の管理職における女性職員の割合は50%を目指すべきと思うが、県の考えを尋ねます。

以上で質問を終わります。

【答弁】

内堀雅雄知事答弁

(二、県当初予算について)

吉田議員の御質問にお答えいたします。新年度当初予算についてであります。新型コロナウイルス感染症による県民生活などへの多大な影響が続く中、新年度当初予算は、感染症への対応はもとより、復興・創生を前に進めるため、避難地域の復興や医療・介護の充実、人口減少対策など、安全・安心な暮らしの為ための取組に重点的に予算を配分したところであります。

まず、感染症対策につきましては、検査体制の強化、病床や宿泊療養施設の確保、自宅療養者への支援体制強化、ワクチン接種の推進など、医療提供体制の整備と感染拡大の防止に確実に取り組んでまいります。

また、県民の健康を支えるための予算をしっかりと確保し、避難地域における医療等の再生を始め、医療機関や介護施設などを結ぶ情報ネットワークの拡充、地域医療を担う総合診療医や感染症の専門知識を有する看護師の養成など、医療や介護の充実に向けた取組を更に強化してまいります。

さらに、がん検診の受診率向上などによる健康長寿の推進や、医療的ケア児への支援体制

強化などを通じた結婚、出産、子育てがしやすい環境づくりを着実に進めてまいります。これらの施策に、市町村と連携を図りながらきめ細かく取り組み、県民が安全に安心して暮らすことができる福島を創り上げてまいります。

(三、汚染水問題、原発事故対応について)

次に、ALPS 処理水につきましては、昨年四月、政府の基本方針が決定された後も、海洋放出への反対や新たな風評への懸念など、様々な意見が示されております。このため、国に対し、基本方針に関する丁寧な説明や処理水についての正確な情報発信を通じて、関係者はもとより、県民、さらには国民の理解醸成に取り組むよう求めるとともに、水産業を始めとする事業者の皆さんの御意見を真摯に受け止め、安心して事業を継続できる真に実効性のある対策を講じるよう訴えてまいりました。こうした中、昨年末、政府において、基本方針の実行に向けた行動計画が決定され、国内外への情報発信や次世代の漁業人材確保、水産物の需要変動に備えた基金創設など、農林水産業や観光業等に対する具体的な取組が示されたところであります。引き続き、国及び東京電力に対し、漁業者を始めとした関係者にしっかりと向き合い、誠意を持って丁寧に説明を尽くすとともに、行動計画に基づき、政府一丸となって迅速かつ柔軟な事業執行に全力で取り組み、新たな風評への懸念が生じることのないよう、責任を持って取り組むよう求めてまいります。

(四、被災者支援について)

次に、避難指示区域等における国保税、介護保険料、医療費の一部負担金等の減免措置についてであります。これらの措置につきましては、原発事故によって被災し、避難生活を余儀なくされた方々の状況を訴えながら、国の特別の財政措置により継続されてきたものであります。そうした中、国は東日本大震災からの復興の基本方針において、復興の進捗や他の制度における減免の見直しの状況、被保険者間の公平性などの観点から、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら見直しを行うこととしており、現在、検討が進められております。県といたしましては、避難者の方々が安心して生活できるよう、引き続き国に対し、被災地の実情を踏まえ、市町村の意向を伺いながら丁寧に検討を進めるよう求めてまいります。

(六、憲法 9 条をいかした平和外交について)

次に、憲法 9 条をいかした平和外交についてであります。我が国における今日の平和繁栄は、「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権の尊重」という三つの基本原則を掲げた日本国憲法が国民の精神的支柱となり、平和を希求する国家として国際社会から信任を得たこと、さらには、豊かで住みよい社会の実現を願う、国民のたゆまぬ努力によって築かれてきたものと認識しております。こうした経緯を踏まえつつ、国において、国際社会の平和に向けた対応がなされるべきと考えております。

一、新型コロナウイルス感染症対策について

保健福祉部長

新型コロナウイルスワクチンの接種体制への支援につきましては、市町村へ追加接種の対象となる方に必要なワクチンの配分計画を示しております。また、接種会場の確保などについては、市町村の課題や要望を丁寧に聞き取り、追加接種が円滑に進むようしっかりと支援してまいります。

次に、抗原定性検査キットの確保と検査体制の整備につきましては、全国知事会を通して、検査キットの安定供給を国に要望しているところであります。また、一般検査については、これまでも、感染に不安のある県民が、身近な場所で検査を受けられるよう検査実施場所の整備を進めてきたところであり、引き続き、必要な検査体制の整備に努めてまいります。

次に、保健所の職員体制につきましては、第六波に伴い感染者が急増する中、重症化リスクが高い方等を必要な医療に確実につなげるため保健所業務の重点化を図りながら、外部専門人材の活用や地域本部からの応援派遣を強化するなど、必要な人員の確保に取り組んでいるところであり、今後とも、感染状況に応じて適切に対応してまいります。

次に、学校、保育所、放課後児童クラブでの PCR 検査につきましては、第六波に伴う感染者急増の中にあっても地域の感染状況に応じて、必要な検査を実施することとしており、引き続き、検査を始め、感染予防の注意喚起など、必要な対策を講じてまいります。

次に、高齢者施設に入所中の感染者の入院につきましては、症状や基礎疾患の有無に加え、患者の状態や施設での感染状況も踏まえ、入院が必要な方は、入院いただくこととしております。

次に、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れていない医療機関への減収補填につきましては、今月 15 日、全国知事会として、受入れの有無にかかわらず、受診控えにより減収が生じている医療機関への支援を国に提言したところであり、引き続き、全国知事会を通して、地域の医療機関を支えるために必要な支援を国に要望してまいります。

次に、地域医療構想の見直しにつきましては、現在、国において地域医療構想を柱の一つとする次期医療計画の策定指針の検討が行われており、今後、国から示される指針を注視しながら、医療審議会等の意見を踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

商工労働部長

事業復活支援金につきましては、様々な機会を捉え、国に要望を重ねてきた結果、

給付対象要件の緩和や申請手続の簡素化が図られたところであり、引き続き、全国知事会を通して給付額の増額や迅速な給付について要望しているところでもあります。

三、汚染水問題、原発事故対応について

危機管理部長

ALPS 処理水の希釈放出設備等の設置に係る事前了解につきましては、県と立地町が、東京電力との安全確保協定に基づき、技術的な事項や必要な安全確保対策等について確認を行っているところです。県といたしましては、関係市町村や専門家の意見を伺うとともに、国の変更認可申請書の審査状況も踏まえながら、計画の内容をしっかりと確認してまいります。

次に、福島第一原発の地下水抑制対策につきましては、中長期ロードマップにおいて、一日の汚染水発生量を 2025 年以内に百立方メートル以下まで抑制することとしております。県といたしましては、国及び東京電力に対し、中長期ロードマップの目標を達成するとともに、引き続き、廃炉の進捗状況を踏まえ、様々な知見や手法を活用し、更なる発生抑制に向けて取り組むよう求めてまいります。

次に、廃炉安全監視協議会につきましては、廃炉の取組における幅広い課題に、専門的な視点から対応できるよう、これまで、委員の定数を拡大し、地下水や土木工学、労働安全等の専門家を追加するなど、監視体制を強化しております。引き続き、協議会の運営に携わる職員の専門研修の実施などにより、更なる専門性の向上を図りながら、東京電力の取組を厳しく監視してまいります。

次に、廃炉安全監視協議会につきましては、廃炉の取組における幅広い課題に、専門的な視点から対応できるよう、これまで、委員の定数を拡大し、地下水や土木工学、労働安全等の専門家を追加するなど、監視体制を強化しております。引き続き、協議会の運営に携わる職員の専門研修の実施などにより、更なる専門性の向上を図りながら、東京電力の取組を厳しく監視してまいります。

次に、原発事故の原因究明と検証につきましては、原子力規制委員会設置法により原子力規制委員会が行うこととされており、原子力安全規制を一元的に担う国の責任において、確実に調査を進めるべきであると考えております。

企画調整部長

原子力政策の方向性につきましては、福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、住民の安

全・安心の確保を最優先に、国において検討されるべきものと考えております。県といたしましては、本県復興の基本理念である、原子力に依存しない社会づくりに向けた取組を県内外に向けて継続的に発信してまいります。

四、被災者支援について

生活環境部長

特定復興再生拠点区域の除染につきましては、福島復興再生基本方針において、避難指示解除後の追加被ばく線量が、長期目標として、年間1ミリシーベルト以下になることを目指していくとされており、県といたしましては、本目標を堅持しつつ、今後に必要な除染が確実に実施されるよう、引き続き、国に求めてまいる考えであります。

避難地域復興局長

帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外につきましては、引き続き、国に対し、除染の課題を含め、各自治体の意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全ての避難指示解除に向け、最後まで責任を持って取り組むよう求めてまいります。今後とも、国や市町村等と連携しながら、帰還困難区域の復興・再生にしっかりと取り組んでまいります。

五、復興の在り方について

企画調整部長

次に、福島国際研究教育機構につきましては、設立に向けた法案が国会に提出されるなど、準備が進められているところであります。

当機構が、既存施設への司令塔機能を発揮するとともに、世界水準の研究環境の下、その成果が地元の新産業の創出や人材育成に貢献するなど、県民の夢や希望となる、世界に冠たる拠点となるためにも、既存施設の活用にとどまらず、新たな施設を整備することが不可欠であると考えております。

次に、福島イノベーション・コースト構想の関連施設につきましては、国家プロジェクトである本構想を実現するため、国と十分に協議しながら、整備費や運営費の財源確保を進めてきたところであります。今後とも、施設の利用促進や価値の向上に努めながら、必要が生じた場合には、政府要望等あらゆる機会を捉えて国に財源を求めてまいります。

生活環境部長

環境創造センターの新年度の運営費につきましては、維持管理経費や調査研究等の事業費などで、総額約14億円を計上しており、交流棟コミュタン福島の展示更新に係る費用な

どにより、増額となっております。

次に、福島ロボットテストフィールドなどの新年度の運営費につきましては、福島ロボットテストフィールドで約四億円、ふくしま医療機器開発支援センターで約 5 億円、医療産業トランスレーショナルリサーチセンターで約 23 億円をそれぞれ見込んでおります。

文化スポーツ局長

東日本大震災・原子力災害伝承館の新年度の運営費につきましては、維持管理経費など、約 4 億円を見込んでおります。

七.労働法制の改正について

商工労働部長

次に、労働者派遣法につきましては、令和 2 年 4 月に、派遣労働者の同一労働同一賃金の実現に向けた改正が行われたところであり、今後も、国において、労働者の雇用の安定や処遇の改善、労働者の選択による多様な働き方などの視点から検討されるものと考えております。

次に、最低賃金につきましては、国が最低賃金法に基づき、労働者の生計費や賃金、さらには、企業の生産活動などの経済指標等を考慮して決定するものと考えております。

八、高齢者の医療費負担の二倍化について

保健福祉部長

75 歳以上の医療費に係る窓口負担につきましては、一定の所得のある方を 2 割とする改正法が本年 10 月 1 日から施行されることから、県といたしましては、制度の円滑な導入に向け、改正の目的や内容について国民の理解を得るための丁寧な周知を行うよう、全国知事会を通して国に要望しております。

九、消費税減税と適格請求書等保存方式について

総務部長

消費税率につきましては、国において、新型コロナウイルス感染症による生活や地域経済への影響、社会保障の充実や財政健全化等を踏まえ、総合的に判断されるものと考えております。

商工労働部長

次に、いわゆるインボイス制度につきましては、国において、地域経済や中小企業者への影響等を十分配慮の上、判断されたものと考えております。

十、気候危機について

企画調整部長

次に、石炭火力発電につきましては、昨年 10 月に閣議決定された第六次エネルギー基本計画における 2030 年の電源構成では、一定程度を石炭火力が担う計画となっております。これは、電源構成を含むエネルギー政策について、全国的な需給バランス等を考慮して、国において検討された結果であり、県が電源構成に関する目標を掲げることはなじまないと考えております。

次に、アンモニア混焼につきましては、2030 年も石炭火力が一定の役割を担うというエネルギー基本計画における方向性と、国の 2050 年カーボンニュートラルという方向性の両方に適合しようとするための国と事業者による取組が進められているものと認識しております。県といたしましては、現在実施中の実証試験や国の動向を注視しながら、事業者や地元自治体と適時適切に情報共有等を行ってまいります。

十一、小名浜港について

土木部長

小名浜港の活用に向けた取組につきましては、国際物流拠点として、地域産業の活性化等に寄与するとともに、カーボンニュートラルに向けて新たな役割を果たしていくことが重要であることから、国から公表された施策の方向性を踏まえ、新年度に、具体的な取組のための計画策定に着手するなど、カーボンニュートラルレポートの形成に向けて取り組んでまいります。

次に、小名浜港藤原ふ頭の照明施設につきましては、木材チップなどの取扱貨物量の増加に伴い、夜間の荷役作業が増加していることから、今年度中に 2 基を整備することとしております。今後も、港湾の利用状況等を踏まえ、必要な照明施設について検討してまいります。

十二、再生可能エネルギーについて

企画調整部長

次に、再生可能エネルギーの導入につきましては、昨年 12 月に改定した再エネ推進ビジョンにおいて、環境配慮、地域理解、エネルギーの地産地消などの視点を踏まえた持続可能なエネルギー社会の構築を新たな柱として盛り込みました。こうした中、規制の在り方を含む総合的な検討が国において進められていることから、県といたしましては、今後とも、こ

これらの動向等を注視してまいりる考えであります。

次に、阿武隈地域などでの風力発電事業につきましては、再生可能エネルギーの導入拡大により、本県の復興をけん引していく上で、非常に重要であると認識しております。一方で、環境への配慮や災害に備えた安全性の確保を図る必要があることから、事業者に対し、地元理解の下、関係法令等に基づき適正に事業を推進するよう指導・助言を行ってまいります。

次に、住宅用太陽光発電設備等の補助制度につきましては、予算規模や補助単価が全国トップクラスの水準にあり、新年度においても、更なる導入拡大を図るため、継続して支援を実施してまいります。加えて、近年、第三者所有モデルと呼ばれる初期投資を掛けずに発電設備を設置できるサービスが普及しつつあることから、今後は、この新たなモデルについても、利用促進に努めてまいります。

十三、大規模災害時の避難指示の在り方と避難所について

危機管理部長

災害時の避難指示等につきましては、毎年、気象台の協力を得ながら、市町村職員を対象に、円滑な住民避難に向けた研修会等を実施しているところであります。先月、全国各地に津波注意報等が深夜に発表されたことを踏まえ、市町村と課題を共有し、今後の対応を確認するなど、引き続き、迅速で分かりやすい避難情報の発信について、市町村を支援してまいります。

次に、避難所となる県有施設へのエアコン、洋式トイレなどの設置につきましては、災害時に設備が不足する場合には、県の備蓄物資や企業との応援協定、更には国のプッシュ型支援も活用しながら、速やかに必要な資機材を調達することとしております。

次に、市町村が設置する避難所の設備の充実につきましては、国の緊急防災・減災事業債の活用について助言するとともに、災害時には県の備蓄物資や企業との応援協定に基づく資機材の調達等により市町村を支援してまいります。

土木部長

市町村のハザードマップの作成状況につきましては、洪水については水防法で作成が義務付けられている洪水予報河川や水位周知河川がある 38 の市町村全てで作成しております。また、津波については沿岸の 10 市町のうち 9 市町において、土砂災害については土砂災害危険箇所がある 57 市町村のうち 56 市町村において作成済みであります。

次に、市町村のハザードマップの作成に対する支援につきましては、最大規模の降雨によ

る洪水や津波を想定して設定した浸水が想定される区域や、地形図を基に、住民へ説明を行いながら設定した土砂災害のおそれのある区域を地図情報として提供するとともに、必要に応じ、技術的助言を行うこととしております。

十四、農林水産業の振興について

農林水産部長

食料自給率の向上につきましては、生産力を強化することが重要であります。

このため、農地等の生産基盤の整備を始め、水田を有効に活用した大豆等の土地利用型作物や園芸作物の作付推進、生産性向上のための先端技術の導入、機械・施設整備への支援などの施策を総合的に進めてまいります。

次に、水田活用の直接支払交付金につきましては、需要に応じた米の生産の推進により需給環境を改善していくために助成水準の維持が必要であることから、昨年 11 月に、予算を十分確保するよう国に要望したところです。

今後とも、十分な予算が確保されるよう、国の動向を注視しながら、必要に応じて要望してまいります。

次に、米価下落により収入が減少した稲作農家への支援につきましては、農家経営安定資金の活用やセーフティネットとなる収入保険などへの加入を促進しているところであります。また、稲作農家の経営安定のためには、複合経営によるリスク分散が重要であることから、国の交付金や県の独自助成を活用した畑作物や園芸作物への作付転換を推進するなど、引き続き稲作農家の所得確保に向けた取組を支援してまいります。

次に、ミニマム・アクセス米につきましては、WTO 協定に基づき行われているものであり、その取扱いについては、国において判断されるものであると考えております。

次に、水産業の支援につきましては、操業拡大の目標と取組を示した漁業復興計画の策定と実践を支援するとともに、産地仲買人が行う関西方面への共同出荷や加工品開発等への支援による新たな販路開拓、メディアと連携した県産水産物の魅力発信などに取り組んでいるところであります。

これらに加え、新年度からは、漁業後継者への技術研修等により、担い手の確保・育成に取り組んでまいります。

次に、森林の再生につきましては、林業従事者の高齢化や木材価格の低迷、放射性物質等の影響により森林整備が停滞し、公益的機能の低下が懸念されることから、所有者による間伐等を支援するとともに、ふくしま森林再生事業等に取り組んでおります。今後は、これ

らの取組に加え、所有者による管理が困難な森林については、森林経営管理法に基づく整備を促進し、森林の再生を図ってまいります。

十五、小野町の一般廃棄物最終処分場増設について

小野町の一般廃棄物最終処分場増設の変更許可につきましては、現在、廃棄物処理法の規定に基づき、関係自治体や利害関係者、さらには、専門家の意見を聴きながら、厳正に審査を行っているところであり、それらを踏まえて判断してまいります。

十六、教育について

教育長

南会津高校につきましては、地域において急速に少子化が進行する中、入学する生徒が継続して募集定員を大きく下回っていることから、現在の一学年二学級規模の維持は困難であり、統合は避けられない状況となっております。

また、田島方面から通学する生徒もおり、必ずしも地元中学校出身者の割合が高いとは言えないことから、例外的な措置である1学年1学級による存続も行わないと判断したところであります。

次に、田島高校と南会津高校の統合につきましては、改革懇談会において頂いた御意見を踏まえ、開校に間に合うよう寄宿舎を整備するとともに、通学費の助成など、統合を前提とした具体的な準備を進めているところであります。

今後は、生徒の多様なニーズに対応するため、統合校に新たに設置する総合学科の教育課程や設備等の教育環境を整え、大学進学から就職まで幅広い進路選択を可能にする魅力的な学校づくりを進めてまいる考えであります。

次に、県立高等学校改革後期実施計画につきましては、10年間を見通して改革の方向性を示した基本計画に基づき、後半5年間の具体的な実施方針として策定したものであります。

今後は、再編整備の対象となる地域において改革懇談会を開催し、地域の皆様に改革の必要性和統合校の方向性を丁寧に説明して御理解をいただけるよう努めるとともに、御意見を伺いながら、特色ある学校づくりを進めてまいる考えであります。

次に、30人学級を公立小中高等学校の全学年に拡大することにつきましては、いわゆる標準法を上回る教職員定数を安定的に確保する必要があることから、困難であります。

なお、学校現場を取り巻く課題が複雑化・困難化していることから、教職員定数の一層の改善を国に求めているところであり、今後とも要望してまいります。

次に、公立学校の教育予算につきましては、これまでも、必要に応じて国に拡充を求めており、県予算につきましても、必要額の確保に努めてきたところであります。

今後も児童生徒の教育の充実のため、必要な予算の確保に努めてまいります。

十七、IT活用と個人情報保護について

総務部長

行政のデジタル化の進展を踏まえた個人情報の保護につきましては、デジタル社会形成基本法において、個人の権利利益を保護することや、改正された個人情報の保護に関する法律において行政機関における個人情報保護のための適正な取扱いが定められております。今後、これらの法令に従い、個人が特定されない方法によるデータの提供など、制度の運用について検討を進めてまいります。

十八、ジェンダー平等について

総務部長

次に、女性職員の管理職登用につきましては、現在の女性職員の年齢構成等を踏まえると短期的に割合を高めることは困難な状況であることから、引き続き、仕事と家庭生活を両立できる環境整備に努めるとともに、キャリア形成に向けた研修や、幅広い職務経験の付与など、人材の育成に計画的に取り組み、まずは福島県職員男女共同参画推進行動計画における令和七年度目標値 12 パーセントの達成を目指してまいります。

生活環境部長

ジェンダー平等につきましては、福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例の定めるところにより、全ての県民が男女の別なく個人として尊重され、個性や能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、あらゆる分野に共に参画し、共に責任を担うことと認識しております。

次に、県内企業の男女の賃金格差に関する調査につきましては、国の賃金構造基本統計調査において、労働者の雇用や就業形態、性、勤続年数別等の賃金が示されているところであります。県といたしましては、引き続き、次世代育成支援企業認証制度などの活用により、女性の就労支援と働きやすい職場環境づくりに取り組んでまいります。

保健福祉部長

介護職員及び看護職員の賃金につきましては、昨年成立した国の補正予算において、賃金引上げのための新たな補助制度が構築されたことから、介護や看護に従事する職員の賃金引上げが確実になされるよう、各事業者に対し、補助要件の周知や相談対応等に取り組んでいるところであります。

こども未来局長

保育士の賃金につきましては、昨年12月に国が示した経済対策に基づき、各市町村において、引上げに向けた手続きが進められているところであります。

県といたしましては、引き続き、政府要望や全国知事会等を通じて、処遇の更なる改善を国に求めてまいります。

【再質問】

吉田県議

再質問致します。

まず、知事にお伺いいたします。私は汚染水の海洋放出について認められないと、海洋放出は中止する、そういう立場に立つべきではないかという質問をさせていただきました。

知事は国に対して丁寧な説明を行うこと、関係者の理解を得ること、関係者に向き合って丁寧な説明をつくすことを求める、という答弁でした。

知事は所信表明の演説でも国への要望として、ALPS処理水の処分にかかる責任ある対応を求め、本県の要望を踏まえた対応がなされたと、国の対応を評価しています。県民が今求めていることは汚染水を海に流すなということなんです。そして、この間漁業者の方々が本格操業に向けて必死の努力をしてきました。そうした努力を台無しにするものだと思います。

多くの県民が、だからこそ汚染水の海洋放出はやめてくれと言っているわけです。県漁連や市町村議会、医療生協が抗議・反対の声を上げました。弁護士連合会も反対、科学的にも社会的にも考慮すべき、海洋放出すべきでないと紹介させていただきました。

国と東京電力は今後30年間以上にわたり海洋放出を続けるわけですが、今多くの県民は東京電力を信用できないと思っています。そういう中での決定は認められません。知事が海洋放出は認められないという立場に立つべきだと思いますが、知事の再答弁を求めます。

避難指示区域の医療介護の減免措置の継続についてです。知事は、市町村の意向をふまえて国に求めると言いましたが、私は、避難している方々の生活の実態をよくとらえる必要があると思っています。

双葉郡8町村が2021年から23年までの介護保険料の基準額は6,300円から8,200円、全国平均の6,014円よりもはるかに高くなります。

葛尾村は全国で3番目の高さになります。葛尾村は高齢者や低所得者が困窮することのないようにしてほしいと要望しています。困窮することは目に見えています。避難者の生活実態をよくつかんで国に求める事が必要と思います。

医療介護保険料の減免措置の継続を知事会だけでなく、知事が直接国に求めてほしいと思います。

高校統廃合についての再質問させていただきます。

田島高校と南会津高校についてはいろいろ述べられました。人口減少のもとで1学年1学級もできないというお話だと思いますが、この統廃合によって子どもたちが通学できなくなる。積雪が2メートルを超える豪雪地帯です。距離が50キロも離れるところも出てくる。だから、多くの住民の方々が反対を繰り返しているわけです。

こうした声をまったく聞き入れずに強引に進めることは許されないと思うんですね。田島高校と南会津高校の統廃合は中止を決断すべきと思いますが、再質問させていただきます。

【再答弁】

内堀雅雄知事

吉田議員の再質問にお答えいたします。

A L P S 処理水につきましては、国に対し、関係者への基本方針に関する丁寧な説明や処理水についての正確な情報発信を通じ、国内外の理解醸成に取り組むと共に事業者の皆さんが安心して事業を継続できる、真に実効性のある対策を講じるよう求めてまいりました。

引き続き国及び東京電力に対し、関係者にしっかり向き合い、丁寧に説明をつくすとともに新たな風評への懸念が生じる事がないよう責任をもって万全な対策を講じるよう求めてまいります。

次に避難指示区域等における国保税・介護保険料・医療費の一部負担金等の減免措置の見直しにつきましては、国が市町村の意見を伺いながら検討を進めております。

県といたしましては、引き続き国に対し、被災地の実情を踏まえた検討を行うよう求めてまいります。

教育長

再質問にお答えいたします。

南会津高校の件でございますが、これまでも様々不安な声なども頂いているところではございますが、これらの声を真摯に受け止めたうえで、今回高等学校の設置条例の改正案を提出させていただいているところでございます。

Society5.0を始め、社会が大きく動いていく中で、やはり高校生にふさわしい教育の質を

確保していく上では、やむを得ない措置と判断したところです。

【再々質問】

吉田県議

教育長に再々質問させていただきます。

不安の声を真摯に受け止めて判断したと言われますが、この間、南会津は臨時の議会も開いて反対の請願を上げました。何よりも地域の人たちが反対しています。地域の活性化にもマイナスだし、子どもたちが通学することもできなくなると、そういうことから反対の声を上げているわけです。そういう声を真摯に受け止めたのかというのが問われていると思います。

校名を変更、決定するための会議に、南会津高校の同窓会は参加しなかった、それでも進めて、校名を変更し、今度の議案にも提出いたしました。そういう経過からみても本当に住民の声を聞いているのかと言いたい。

1学年1学級の学校を継続することについては、県内では、川俣高校や湖南、石川、猪苗代、川口、只見、西会津、こういうところで実施をされているわけです。

なぜ、南会津高校が地域共同推進校、1学年1学級で存続できないのか、このきちんとした説明が住民の方々へはないし、説明を求めても、反対をしてもいっさい聞き入れない、教育行政として失格と言わざるを得ないと思います。

田島高校と南会津高校の統合・廃止はすべきでないと思いますが、答弁をお願いします。

もう一つは、こうした前期計画で様々な声が出されたわけですね。ところが一つひとつについて変更せずに、当初の計画を押し通す。関係者の声をまったく聞き入れずに、教育委員会が作った計画を突き進む、こういうやり方は許されないのではないかと、教育行政としても失格なのではないかと思えます。PTAや同窓会、住民団体が私たちの声を聞いてくれというわけですが、これも無視されています。

このまま後期計画を進めれば、前期の教訓や反省が全く生かされない、後期も県教育委員会が決めた路線を突き進むと、地域からどんな声が上がろうが聞き入れないのではないかと、多くの関係者の方々も思っているわけです。

高校改革の後期実施計画は凍結する、そして、住民や関係者の方々の意見をよく聞き、必要があれば変更もするという姿勢が教育委員会に求められると思います。

高校改革後期実施計画の凍結をすべきだと思いますけれども、教育長の考えをお聞きしたいと思えます。

【再々答弁】

教育長

再質問にお答えいたします。

まず一つめの1学級での存続につきましては、地元率が高い事を要件としておりますが、南会津高校の場合、周辺から通ってくる生徒さんの数も一定数いるということもありまして、高等学校から近い中学校からの進学者は近年では50%を割り込んでいる状態でございます。その要件から1学級での存続では難しかったということでございます。

後期計画の事も含めまして、高校改革でございますが、急激な少子化の中でも社会の大きな変化に対応して、地域を支えていくような人材を育成していく、高校らしい教育、学びの充実をはかっていく為には、どうしても一定の教育環境を整えていく必要があるということで、これは前期計画、後期計画以前から基本計画として審議会からの答申も頂いた上で、10年を見通して進めていることでございますので、大きな方向性としてはご理解をいただければと思います。

以上